

1. 土木工事標準仕様書の 改定について

(R3.4.1改定)

1 . 土木工事標準仕様書の改定

本県の土木工事標準仕様書の参考図書

- ・国交省 土木工事共通仕様書
- ・中部地整 土木工事特記仕様書
- ・国交省 公園緑地工事共通仕様書
- ・下水道土木工事必携（案）
- ・港湾工事共通仕様書

法律改定及び中部地整土木工事特記仕様書の一部改訂に伴い、本県の仕様書も改定。
(R3. 4. 1)

【土木工事標準仕様書 目次】

<u>第 1 編 総則編</u>	第 9 編 下水道編
<u>第 2 編 材料編</u>	第 10 編 港湾編
<u>第 3 編 工事共通編</u>	第 11 編 電気通信設備・機械編
<u>第 4 編 河川編</u>	<u>第 12 編 適用基準一覧表</u>
<u>第 5 編 海岸編</u>	<u>土木工事施工管理基準</u>
<u>第 6 編 砂防編</u>	<u>(出来形管理・品質管理)</u>
<u>第 7 編 道路編</u>	<u>写真管理基準</u>
<u>第 8 編 公園緑地編</u>	

赤字の下線が
改定した項目

2. 各編の主な改定点

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

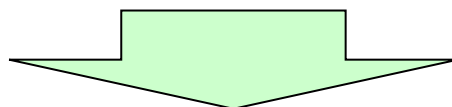
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 2 用語の定義

21.連絡

押印廃止に伴う改定

連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。



改定

連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

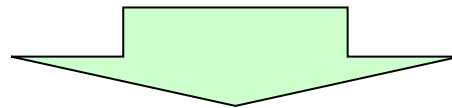
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 2 用語の定義

23.書面

押印廃止に伴う改定

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、報告等が行われたものについては、署名または押印がなくても有効とする。



改定

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。

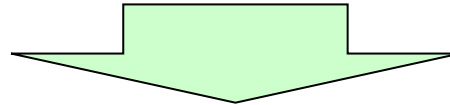
2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1 - 1 - 2 用語の定義

34.準備期間

条文追加



新規追加

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

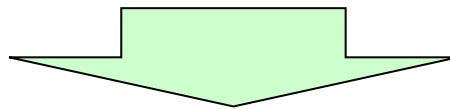
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 3 設計図書の照査等

2 . 設計図書の照査

提出様式の変更

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。



改定

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

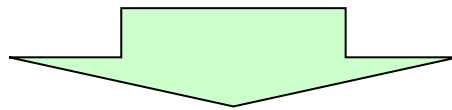
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 3 設計図書の照査等

3 . 条件変更確認通知

提出様式の変更

発注者は、第2項の規定による「**条件変更確認請求通知書**」が提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を「**条件変更確認通知書**」により請負者に通知しなければならない。



改定

発注者は、第2項の規定による条件変更の内容について、工事打合簿により提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を工事打合簿により請負者に通知しなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

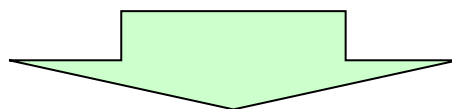
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 4 請負代金内訳書及び工事費構成書

1 . 請負代金内訳書

提出様式の変更

請負者は、**特記仕様書に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の対象工事と明示された場合には、所定の様式に基づき内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。**



改定

請負者は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、**工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出しなければならない。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。**

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

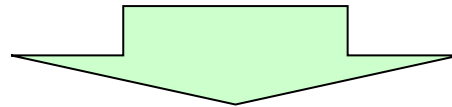
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 4 請負代金内訳書及び工事費構成書

2 . 内訳書の内容説明

削除

監督員は、内訳書の内容に関し請負者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。



(削除)

削除

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

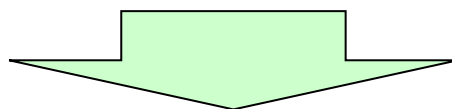
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 4 請負代金内訳書及び工事費構成書

2 . 工事費構成書

提出様式の変更

請負者は、**特記仕様書に内訳書の対象工事と明示された場合には**、内訳書の提出後に監督員に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提出を求めることができる。



改定

請負者は、**請負代金が1億5千万円以上で、工期が6ヶ月を超える工事の場合は**、内訳書の提出後に監督員に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提出を求めることができる。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

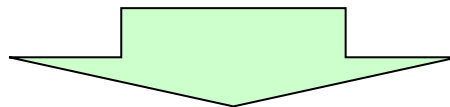
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 6 施工計画書

1 . 一般事項

条文修正

請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。



追加

請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

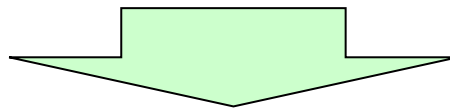
2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1 - 1 - 10 工事の着手

条文修正

請負者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。



改定

請負者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事に着手しなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

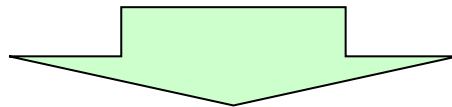
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 1 1 工事下請届

書類の簡素化に伴う改定

請負者は、建設工事を下請負に付する場合には、全ての階層の下請負者を記載した工事下請届を、監督員を通じて、発注者に提出しなければならない。

なお、請負者が、警備業務及び各種試験業務等（積み上げ積算計上対象業務）を下請負に付する場合についても、工事下請届に記載する。



改定

愛知県公共工事請負契約約款第6条の規定のほか下請負の制限等に違反する疑いがあると認めるときは、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

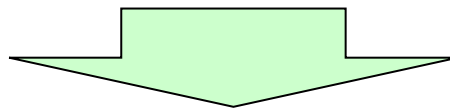
2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1 - 1 - 1 2 施工体制台帳

条文修正

請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を所定の様式(参考)により作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。



改定

請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

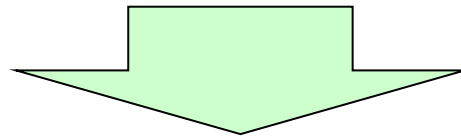
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 29 施工管理

6 . 労働環境等の改善

諸基準類の改訂に伴う改定

請負者は、**作業員**の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。



改定

請負者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境等の改善に努めなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

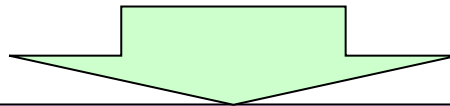
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 31 工事関係者に対する措置請求

2 . 技術者に対する措置

建設業法改正に伴う改定

発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。



改定

発注者または監督員は、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）をいう。）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

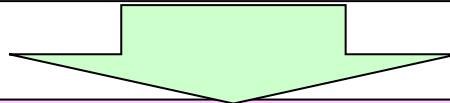
第1章 第1節 総則

1 - 1 - 51 現場代理人及び監理技術者等

1 . 現場代理人等通知書

建設業法改正に伴う改定

請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ）または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。



改定

請負者は、契約書第11条に規定する現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）をいう。以下同じ）または専門技術者を定め、工事請負契約締結後5日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

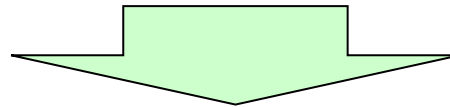
2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1 - 1 - 5 7 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策

2 . 完全週休2日制・週休2日制工事

請負者は、「完全週休2日制工事 実施要領」の規定に従い、完全週休2日制工事を、監督員と協議の上で実施することができる。ただし、設計図書において、完全週休2日制工事の実施を明示された場合は、「完全週休2日制工事 実施要領」に従って実施しなければならない。



改定

請負者は、「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領」の規定に従い、完全週休2日制又は週休2日制工事を、監督員と協議の上で実施することができる。ただし、設計図書において、発注者指定型と明示された場合は、「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領」に従って実施しなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第1編 総則編）

第1章 第1節 総則

1 - 1 - 57 発注者指定、もしくは請負者の申出により実施する施策

5 . ICT活用工事

追加

請負者は、愛知県の定める「ICT活用工事（土工）実施要領」、
「ICT活用工事（舗装工）実施要領」、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、
「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領」、
「ICT活用工事（作業土工(床掘)）実施要領」、
「ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」、
「ICT活用工事（法面工）実施要領」、
「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領」、「ICT浚渫工（港湾）実施要領」、
「ICT基礎工（港湾）実施要領」及び「ICTブロック据付工（港湾）実施要領」の規定に従い、ICT活用工事を、
監督員と協議の上で実施することができる。

設計図書において、ICT活用工事の実施を明示された場合は、「ICT活用工事（土工）実施要領」、
「ICT活用工事（舗装工）実施要領」、
「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領」及び「ICT浚渫工（港湾）実施要領」の規定に従って実施しなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第2編 材料編）

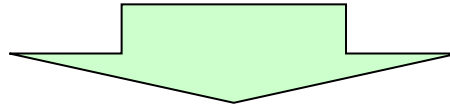
第2章 第3節 総則

2 - 3 - 3 アスファルト舗装用骨材

5 . 鉄鋼スラグの規格（路盤材用）

諸基準類の改訂に伴う改定

水浸膨張比 1.5 %以下



改定・追加

水浸膨張比 1.0 %以下

試験法の追記

2 . 各編の主な改定点（第2編 材料編）

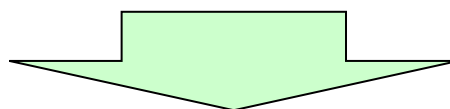
第2章 第6節 瀝青材料

2 - 8 - 1 一般瀝青材料

4 . 石油アスファルト乳剤

タックコート用高性能改質アスファルト乳剤の標準的性状
諸基準類の改訂に伴う改定

エングラード度（25）	3 ~ 15
針入度（25）	10 ~ 30



エングラード度（25）	<u>1</u> ~ 15
針入度	<u>5</u> ~ 30
<u>タイヤ付着率を追加</u>	<u>10以下</u>

改定・追加

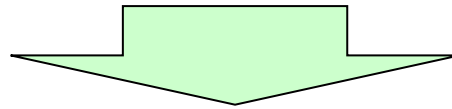
2 . 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第12節 道路標識及び区画線

2 - 1 2 - 1 道路標識

(4) 反射シート

諸基準類の改訂に伴う改定



追加

表 2 - 2 9

封入レンズ型反射シートの反射性能

入射角40°を追加

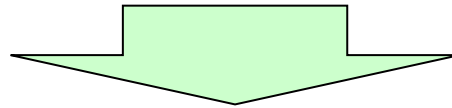
2 . 各編の主な改定点（第2編 材料編）

第2章 第12節 道路標識及び区画線

2 - 1 2 - 1 道路標識

(4) 反射シート

諸基準類の改訂に伴う改定



追加

表 2 - 3 0

カプセルレンズ型反射シートの反射性能

入射角40°を追加

2 . 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

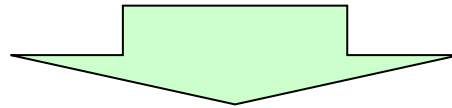
第3章 第3節 共通の工種

3 - 3 - 7 小型標識工

5 . 反射シートの貼付け方式

諸基準類の改訂に伴う改定

請負者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。



追加

請負者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。
印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

2 . 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

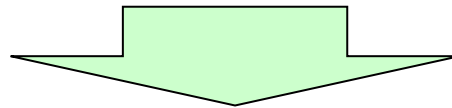
第3章 第3節 共通的工種

3 - 3 - 7 小型標識工

8 . 2枚以上の反射シートの重ね合わせ

諸基準類の改訂に伴う改定

請負者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5 ~ 10mm程度重ね合わせなければならない。



改定

請負者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

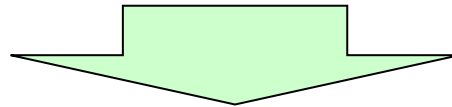
第3章 第3節 共通の工種

3 - 3 - 1 2 桁製作工

1 . 製作加工

実態に合わせ改定

請負者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。



改定

請負者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第3編 工事共通編）

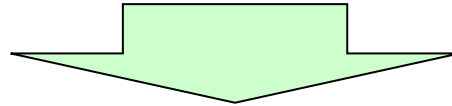
第3章 第3節 共通の工種

3 - 3 - 1 2 桁製作工

1 . 製作加工

実態に合わせ改定

請負者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。



改定

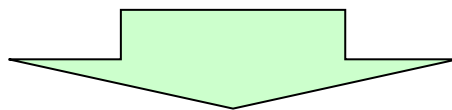
請負者は、上記においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3 - 4 - 2とする。

2 . 各編の主な改定点（第4編 河川編）

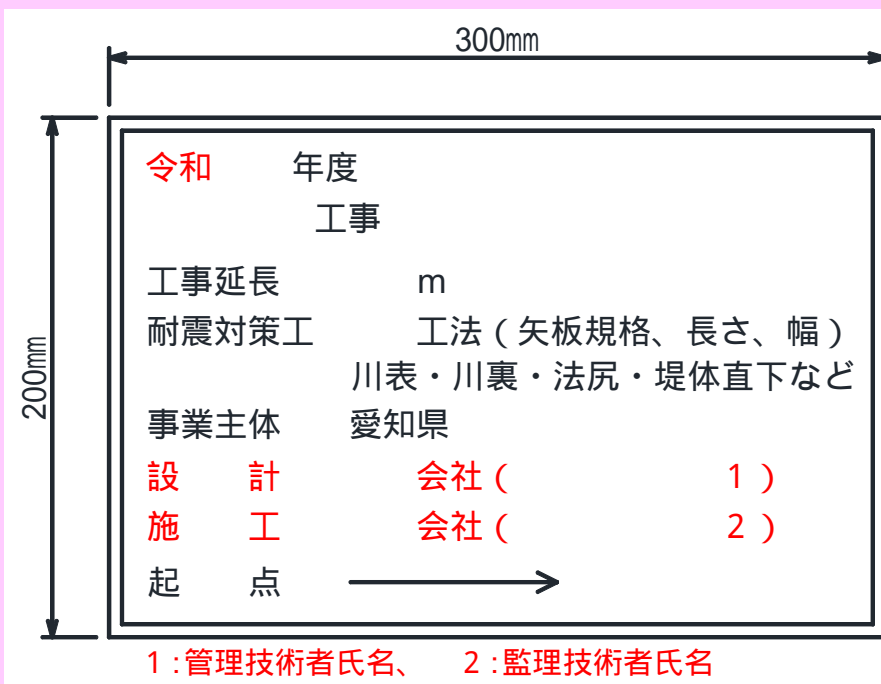
第1章 第12節 付属物設置工

1 - 12 - 2 銘板工



改定

銘板工



2 . 各編の主な改定点（第4編 河川編）

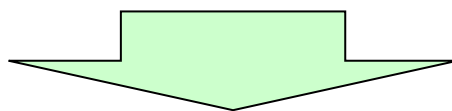
第8章 第4節 除草工

8 - 4 - 2 堤防除草工

2 . 刈残し

実態に合わせ改定

請負者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。



改定

請負者は、補助刈り （機械除草に係わる人力による除草） 等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。

2 . 各編の主な改定点（第4編 河川編）

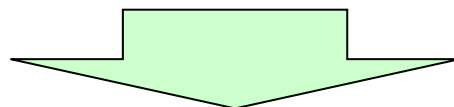
第8章 第4節 除草工

8 - 4 - 2 堤防除草工

4 . 自走式除草機械

実態に合わせ改定

請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。



改定

請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。

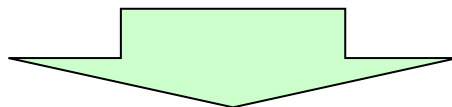
2 . 各編の主な改定点（第6編 砂防編）

第1章 第9節 砂防堰堤付属物設置工

1 - 9 - 5 施設銘板工

1 . 設置場所

銘板は、堰堤の袖の下流面で水通しに近い位置または監督員の指示する場所に設置する。



改定

砂防堰堤完成時に堰堤の袖部の下流面で水通しに近い位置または監督員の指示する位置に施設銘板を設置する。

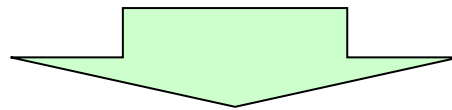
2 . 各編の主な改定点（第6編 砂防編）

第1章 第9節 砂防堰堤付属物設置工

1 - 9 - 6 工事銘板

3 . 費用負担

標板は、請負者の責任と費用負担において設置する。



(削除)

改定

2 . 各編の主な改定点（第7編 道路編）

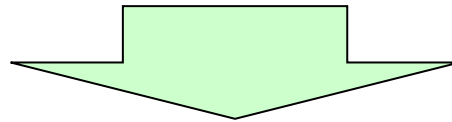
第2章 第8節 材料

2 - 8 - 2 打継目

4 . 補強材の取付

諸基準類の改訂に伴う改定

請負者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。



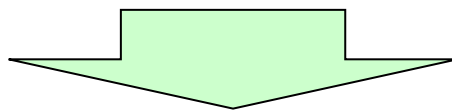
改定

請負者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。

2 . 各編の主な改定点（第7編 道路編）

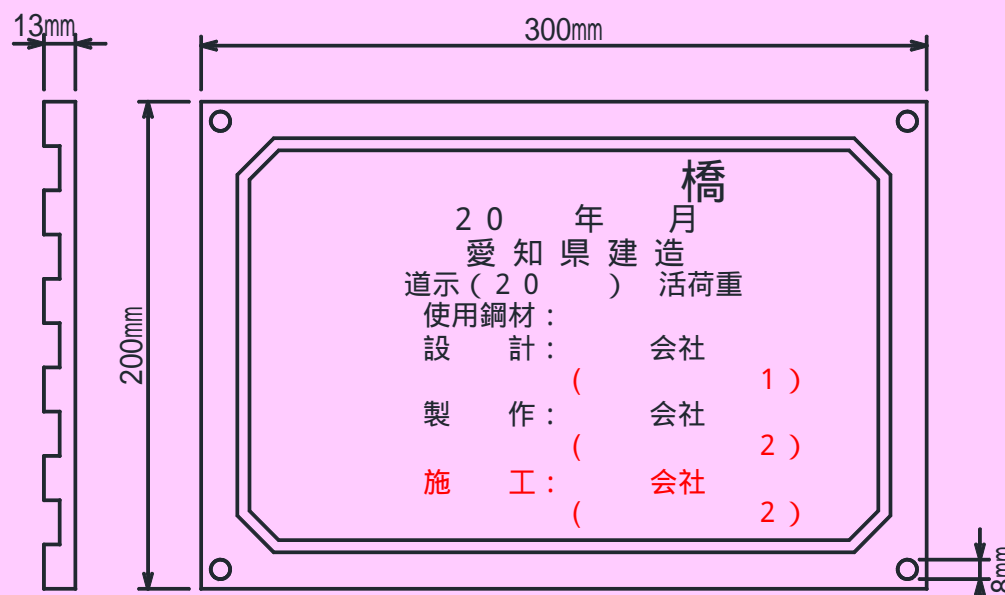
第4章 第7節 橋梁付属物工

4 - 7 - 9 銘板工



改定

銘板工



板厚8mm、字厚5mm、計13mm

1 : 管理技術者氏名、 2 : 監理技術者氏名

2 . 各編の主な改定点（第7編 道路編）

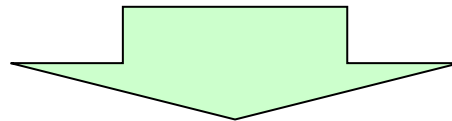
第5章 第5節 プレベーム桁橋工

5 - 5 - 2 プレベーム桁製作工（現場）

2 . リリース（応力解放）の施工

諸基準類の改訂に伴う改定

リリースを行うときの下フランジコンクリートの**圧縮強度**は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の**1.7倍以上**で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。



改定

リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の**0.6倍以下**で、かつ**圧縮強度が**設計基準強度の90%以上であることを確認する。

3. 土木工事施工管理基準の 改定について

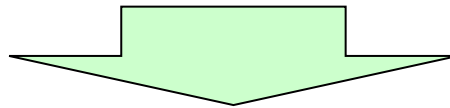
(R3.4.1改定)

3 . 土木工事施工管理基準の改定点

施工管理基準

7 . その他

(2) ICT活用工事



追加

ICT活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ICT活用工事（土工）実施要領」、「ICT活用工事（舗装工）実施要領」、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ICT活用工事（河川浚渫）実施要領」、「ICT活用工事（作業土工(床掘)）実施要領」、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」、「ICT活用工事（法面工）実施要領」、「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領」、「ICT浚渫工（港湾）実施要領」、「ICT基礎工（港湾）実施要領」及び「ICTブロック据付工（港湾）実施要領」の規定によるものとする。

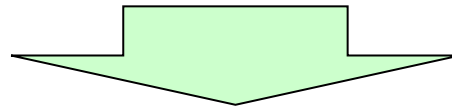
3 . 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3 - 5 . 法枠工

ICT管理の追加



追加

計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

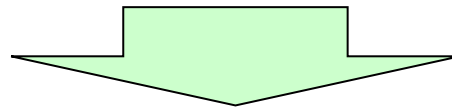
3 . 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3 - 8 . 一般舗装工

平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。ただし、監督員が必要と認めた場合はこの限りではない。



改定

平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。

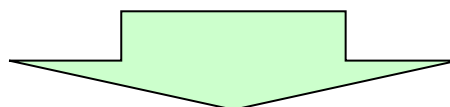
3 . 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3 - 9 - 9 - 2 . 固結工（スラリー攪拌工）

ICT管理の追加



追加

固結工（スラリー攪拌工）

施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合の規格値、測定基準の追加

3 . 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

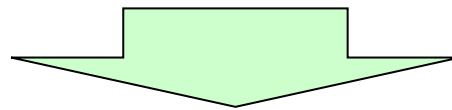
第3編 工事共通編

4 - 4 - 9 . 鋳造費（金属支承工）

諸基準類改定に伴う改定

接合用ボルト孔の中心距離

センターボスを基準にした孔位置のずれ など



改定

接合用ボルト孔の中心距離

ボスの突起を基準とした孔位置ずれ

ボスの直径、高さの規格値追加

補足説明の追加 など

3 . 土木工事施工管理基準の改定点

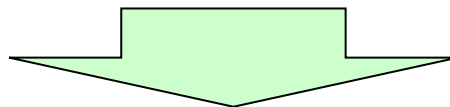
出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

4 - 4 - 17 . 支承工

諸基準類改定に伴う改定

可動支承の移動可能量	設計移動量 + 10mm以上
支承中心間隔 (鋼橋)	$4 + 0.5 \times (B - 2)$
可動支承の移動量	



可動支承の移動可能量	設計移動量以上
支承中心間隔 (鋼橋)	$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
可動支承の機能確認	

改定

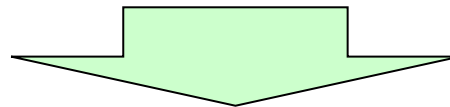
3 . 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

4 - 4 - 31 . 路面切削工 (面管理の場合)

ICT管理の追加



追加

路面切削工

面管理 規格値、測定基準の追加

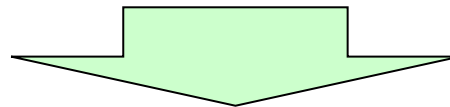
3 . 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第7編 道路編

13 - 4 - 5 . 切削オーバーレイ工 (面管理の場合)

ICT管理の追加



追加

切削オーバーレイ工

面管理 規格値、測定基準の追加

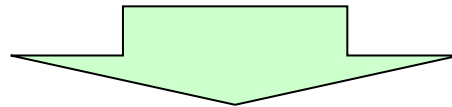
3 . 土木工事施工管理基準の改定点

出来形管理基準及び規格値

第7編 道路編

6 - 5 - 3 . 覆工コンクリート工

ICT管理の追加



追加

計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

4. 写真管理基準の 改定について

(R3.4.1 改定)

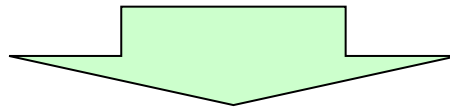
4 . 写真管理基準の改定点

写真管理基準

2 . 撮影

2 - 6 撮影の仕様

(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4とする。



削除

(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。

4 . 写真管理基準の改定点

出来形管理

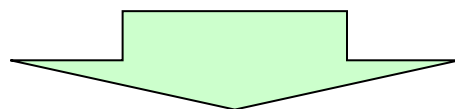
第3編 工事共通編

1 . 土工

諸基準類の改定に伴う改定

撮影項目：法長

撮影頻度：「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた**全ての**画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。



削除

「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。

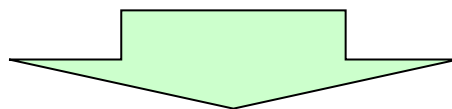
4 . 写真管理基準の改定点

出来形管理

第3編 工事共通編

3 - 5 - 3 - 1 . 法枠工（現場吹付枠工、現場吹付法枠工）

諸基準類の追加



追加

撮影頻度：

（追加）

ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。

4 . 写真管理基準の改定点

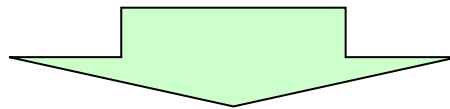
出来形管理

第3編 工事共通編

3 - 9 - 9 - 1 . 固結工（粉末噴射攪拌工、高圧噴射攪拌工、スラリー攪拌工、生石灰パイル工）

3 - 9 - 9 - 2 . 固結工（中層混合処理）

諸基準類の追加



追加

撮影頻度：

（追加）

ただし、（スラリー攪拌工）において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。